

資 料

[環境問題への対応]

地球温暖化問題の経緯

- 1992 年 5 月 気候変動枠組条約採択 (1994 年 3 月発効)
- 1997 年 12 月 気候変動枠組条約 第 3 回締約国会議 (COP3、いわゆる「京都会議」)
 - ・ 各国ごとに CO2 等の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書を採択
 - ・ 削減目標 (1990 年を基準年・2008～2012 年の 5 年間に達成) 日本 6%、米国 7%、EU 8%

(注) 日本は、2000 年度の温室効果ガス排出量が 1990 年度を約 8.0%上回っている状況
- 1998 年 6 月 地球温暖化対策推進大綱 (地球温暖化対策推進本部決定)
 - ・ 1998 年 10 月には、地球温暖化対策推進法も成立
- 2002 年 3 月 (新) 地球温暖化対策推進大綱 (地球温暖化対策推進本部決定)
- 2002 年 6 月 日本政府、京都議定書を締結

〔 京都議定書は 2002 年末までの発効が目指されていたが、CO2 の主要排出国の一つであるロシアが未批准であることにより未だ発効していない。 〕

地球温暖化対策推進大綱（抄）

（地球温暖化対策推進本部、平成14年3月）

第4 6%削減約束達成に向けた地球温暖化対策の推進

9. その他

（3）ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手段の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。

費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。

第2 地球温暖化対策に関する基本方針

2. 地球温暖化対策の策定・実施に当たっての基本的な考え方

（2）ステップ・バイ・ステップのアプローチ

2002年から第1約束期間終了までの間を、2002年から2004年までの「第1ステップ」、2005年から2007年までの「第2ステップ」、第1約束期間（2008年から2012年まで）の「第3ステップ」の3ステップに区分し、第1ステップから講じていく対策・施策によって第1約束期間における京都議定書の6%削減約束を確実に達成することを定量的に明らかにするとともに、第2ステップ及び第3ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用する。この際、客観的要素に基づいて評価・見直しを行うことができるよう、本大綱においては、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標、個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込むこととする。

環境政策としての各手段の比較（主として地球温暖化対策の観点から）

種 類	概 要	メリット	デメリット
規制的手法	○汚染物質排出の基準等を設定 ○違反に対する制裁	○企業等が汚染削減費用のみを負担すればよく、（規制の水準にもよるが）比較的合意を得やすい。 ○罰則等の担保措置が強力であれば実効性が高い	○排出源が拡散している場合には、その基準設定や網羅的な監視等に多大なコストがかかる ○規制値を超える排出削減に対するインセンティブが働かない
自主的取組		○社会的合意が得やすい。	○社会的に望ましい水準までの対策がとられるとは限らない ○フリーライダーが生じ、対策を講じる企業が経済的に不利になるおそれ
経済的手法			
税・課徴金	○汚染物質の排出等に税・課徴金を課し、過剰生産を抑制	○市場メカニズムを通じて各主体が最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコストですむ。 ○継続的なインセンティブがあり、技術開発等にも長期的にプラスの影響を与える ○収入をもたらす	○社会的影響が最も広範に及び、社会的合意の形成が大変 ○排出権取引と比べれば、特定排出源に対する細かな配慮を盛り込みにくい
助成措置	○汚染物質の排出削減行為に対し助成	○経済的には税・課徴金と同様の効果 ○社会的合意が得やすい	○PPPに反する可能性あり ○汚染者に公的資金から便益を供給することの社会不公正 ○別途財源が必要
排出権取引	○排出許容量（権利）を個々の主体に割当て ○市場での取引可能	○排出総量自体のコントロールが可能 ○広範な経済主体について、主体ごとの裁量の余地が大きく、柔軟な対応が可能。 ○特定の経済主体に対する配慮が可能	○初期割当て配分の決定が非常に困難 ○税より市場創設・監視体制にコストがかかる
デポジット制	○製品の本来価格に預り金を上乗せ ○使用後製品の返却の際に預金を返却	（地球温暖化対策としては議論されていない）	（地球温暖化対策としては議論されていない）

平成 15 年度における税制改革についての答申
—あるべき税制の構築に向けて—（抄）
（税制調査会、平成 1 4 年 1 1 月）

五 その他の税目

4. 環境問題への対応

京都議定書の目標達成に向けて、この 3 月に見直しが行われた地球温暖化対策推進大綱においては、「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」とこととされている。いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則（PPP）に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

環境問題について税制面での対応を検討する場合の留意点

—まずは、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、幅広い観点から検討していく必要

- 規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法

—税制面での対応に際しては、以下のような点を踏まえる必要

- 租税としての性質
- 汚染者負担の原則(PPP)
- 税収の使途
- 既存のエネルギー関係諸税との関係